

中央大学（大学院法務研究科）及び立教大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と立教大学法学部（以下「乙」という。）は、令和3年1月15日付2文科高第854号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

（甲の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定における甲の入学者選抜の方法を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

一 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(1) 対象者」において「甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生」を「甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生」に変更する。

二 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(2) 出願資格」の「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍している者 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者」を「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*）以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者」に変更する。

三 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「1 5年一貫型選抜」の「(7) 入学資格」の「1) 協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者 2) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得し、かつ、卒業時に法曹基礎課程に在籍していた者」を「1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者 2) 協定関係にある大学を卒業した者 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者」

に変更する。

四 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(1) 対象者」において「法曹基礎課程に在籍する学生」を「法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生」に変更する。

五 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(2) 出願資格」の「1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍している者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者 2) 翌年3月31日までに大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者」を「1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者 2) 翌年3月31日までに大学を標準修業年限(入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*) 以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す。 3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者」に変更する。

六 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「2 開放型選抜」の「(7) 入学資格」の「1) 大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者 2) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。」を「1) 法曹基礎課程を修了している者 2) 大学を卒業した者 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。」に変更する。

七 令和6年4月1日より、認定協定別紙4「3 一般選抜」の表「(1) 入学者選抜の方法等」の欄外において、「※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。」を追記する。

(効力の発生)

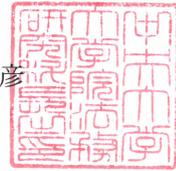
第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 | 月 26日

甲 中央大学
学長 河合 久
上記代理人大学院法務研究科長

小林 明彦



乙 立教大学
学長 西原 廉太
上記代理人法学部長

東條 吉純



中央大学（大学院法務研究科）及び立教大学（法学部）の法曹養成連携協定

中央大学（以下「甲」という。）と立教大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）
- 二 連携法曹基礎課程 立教大学法学部法学科「法学部法学科法曹コースに関する規程」に規定する乙の法学部法学科法曹コース（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（本法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースに在籍する学生が、前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - 一 乙は、早期卒業及びそのための学修を支援する機関として、複数の専任教員により構成される「法曹コース委員会」を設置する。
 - 二 法曹コース委員会は、早期卒業制度及びそのための学修に関する説明会を開催する。
 - 三 法曹コース委員の教員を法曹コースに所属する学生の学修指導教員とする。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- 二 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

- 2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、2021年4月1日から4年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(協定が終了する場合の特則)

- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定に定めのない事項)

- 第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。
- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年11月25日

甲 中央大学学長（代理人）

中央大学大学院法務研究科長

小林 明彦

乙 立教大学学長（代理人）

立教大学法学部長

小川 有美

<別紙1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

立教大学法学部は、「法学・政治学の素養を基盤としてもち、法曹・公務員・民間企業・ジャーナリスト・政治家などの多様な分野でリーダーシップをとり、社会や組織の形成と発展を担うことのできる人材を育成するために、知識、技能、倫理的感覚、そしてそれらを統括する総合的運用能力を高めるような教育を実践する。」ということをして学部全体の教育目的としてきた。

以上の目的を踏まえ、従前より法学科の教育課程は、学士課程における修業年限4年間で「導入期」「形成期」「完成期」の3期に区分し編成している。すなわち、①導入期は、「学びの精神」、「学びの技法（基礎文献講読）」、言語教育科目等で構成し、法学科での学修に必要な基礎学力を身につけ、専門科目を学ぶための基礎的な知識と思考力を育成する。それと並行して、憲法、民法、刑法などの基礎的な専門科目を学修する。②形成期は、基礎となる科目の学修を進めるとともに、法社会学や法哲学、政治学の諸科目や「多彩な学び」を履修することで、社会の動きや出来事を法や政治の観点から捉える力を育成する。また、行政法、労働法、国際法などの専門的な科目を学修し、社会的な問題を分析し、どのような解決をはかっていくべきかを考え、よりよい社会を構想するために必要な知識と思考力を育成する。③完成期は、専門的な科目に加え、環境法などの発展的な科目を学修し、法と制度の運用方法についての理解を深めつつ、専門科目毎の演習を通じてよりよい法、制度、そして社会の在り方について構想する思考力を磨き上げる。

「法曹コース」は、法学科に設置されるものであるが、学科の上記教育課程方針の下、法曹になろうとする学生を対象に、七法科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）を必修とし、これらの科目についての論述能力の向上を目的とした発展演習を展開し、法科大学院教育との接続を念頭においた連携法曹基礎課程としてふさわしい密度の高い教育を行うことを目的とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程（※1※2）

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	通年	憲法(1)	4				
		民法(1)	4				
		刑法(1)	4				
	春学期					法学入門	2
						法政ゲートウェイ講義 (司法職入門)	2
						法学基礎演習 (法曹志望者向け憲法)	2
秋学期					法学基礎演習 (法曹志望者向け民法)	2	
					法学基礎演習 (法曹志望者向け刑法)	2	
2年	通年					日本政治論	4
	春学期	憲法(2)	2			法社会学 1	2
		民法(2)	4			英米法 1	4
		民法(3)	2			行政学 1	2
		商法(1)	4			憲法発展演習*	2
		刑法(2)	4			民法発展演習*	2
	秋学期	行政法 1	4			法社会学 2	2
						法哲学	4
		金融取引法 1	2			英米法 2	2
		商法(2)	2			法制史 (日本法制史)	2
		民事訴訟法(1)	4			行政学 2	2
		刑事訴訟法	4			刑法発展演習*	2
					商法発展演習*	2	
3年	春学期	行政法 2	4			商法(3)	2
		民法(4)	4			民事訴訟法発展演習*	2
		民事訴訟法(2)	2			刑事訴訟法発展演習*	2
	秋学期					金融取引法 2	2
						行政法発展演習*	2
合計		54				52	

※1 法曹コースの修了には、すべての必修科目（54単位）を修得する必要がある（卒業に必要な単位数は124単位である）

※2 選択科目のうち、発展演習（*印）は、履修を推奨する科目とする

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価		GP	評価基準	成績証明書の表示
合格	S (100～90点)	4	当該科目の目標をほぼ完全に達成していると認められる	S
	A (89～80点)	3	当該科目の目標を十分に達成していると認められる	A
	B (79～70点)	2	当該科目の目標の基幹部分は達成しているものと認められる	B
	C (69～60点)	1	当該科目の目標のうち最低限は達成していると認められる	C
不合格	D (59～0点)	0	当該科目の目標に及ばない	F
	欠席	0	試験未受験等により評価できないもの※	
履修中止	Q	—	所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの	表示されない

※ 筆記試験・口頭試問を欠席した場合、また試験発表掲示にレポート試験と発表されているレポートを提出しなかった場合は、シラバスに記載された成績評価の割合にかかわらず、成績評価は「欠席」となる。

次のように表示される科目もある。(GPA 算出対象外)

評価	成績証明書
合格	合
不合格	H
認定	認

【GPA の評価基準及び算出方法】

●G P A算出対象科目

成績評価が、S・A・B・C・D・欠と表示される科目

●G P A算出対象外科目

- ・履修中止を申請した科目
- ・単位認定科目（3年次編入や留学等により単位認定され成績評価が「認」と表示される科目）
- ・学校・社会教育講座の科目
- ・成績評価が合・否で表示される科目

● 評価基準

S = 4 A = 3 B = 2 C = 1 D・欠席 = 0

※Q評価は計算の対象外

● 算出方法

分子：(S の修得単位数×4) + (A の修得単位数×3) + (B の修得単位数×2) + (C の修得単位数×1)

分母：GPA 算出対象科目の総履修登録単位数 (D・欠を含む)

*小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で、表示する。

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

1. 早期卒業の申請資格

申請時に本法曹コースに所属し、申請年度末の時点で立教大学に6学期間在学する見込みであること（なお奇数学期休学した者については「7学期間」となる）

※ 早期卒業を希望する者は、卒業を希望する年度の1月中旬に早期卒業の申請を行い、卒業の可否は2月下旬に判定・通知される

2. 早期卒業の要件

早期卒業の申請をした者のうち、以下の要件を全て満たす者に早期卒業を認める

- 一. 申請年度末の時点で立教大学に6学期間在学したこと（なお奇数学期休学した者については「7学期間」となる）
- 二. 申請年度末の時点で立教大学法学部法学科の卒業要件単位をすべて修得していること
- 三. 申請年度末の時点で本法曹コースの必修科目の単位をすべて修得していること
- 四. 修得した単位につきGPA3.0以上であること
- 五. 法科大学院の入学者選抜試験に合格したこと

＜別紙4＞本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第7条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結した大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

1 5年一貫型選抜

(1) 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*）以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者

*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す

- 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

45名（地方大学出身者専願枠5名を含む [注2]）

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』

の記載に従うものとする)。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

①在籍する大学における成績

②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料 [注3]）

③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績

(6) 開放型選抜及び一般選抜への出願

開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7) 入学資格

翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者

2) 協定関係にある大学を卒業した者

3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者

2 開放型選抜

(1) 対象者

法曹基礎課程に在籍もしくは修了した学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲が正当な理由があると認めた者

2) 翌年3月31日までに大学を標準修業年限（入学した年度から起算して4年目の年度末までの期間。以下同じ*）以内に卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者

*入学した課程において卒業までに必要とされる期間を指す。例えば、2020年度入学者は、2024年3月までの期間を指す。

3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

45名

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
 - ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
 - ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績
- (6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願
5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない
- (7) 入学資格
翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 法曹基礎課程を修了した者
 - 2) 大学を卒業した者
 - 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程（「協定関係にある大学」を除く。）の設置科目が甲が指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。

3 一般選抜

(1) 入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。

注1：甲が指定する法律基本科目及びその範囲は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。

注2：法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注3：任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料